

平成25年(ワ)第478号 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 90名

被告 東京電力株式会社, 国

第3準備書面

原告ら訴訟代理人の意見陳述

2014(平成26)年4月25日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 克 昌



外

- 1 平成23年3月11日の東日本大震災に起因して本件原発事故が発生すると、その直後から、群馬県内にも福島県内から多数の方が避難されて来ました。行政により公表されたデータによると、群馬県内への避難者の人数は、最大で約3000名、現在も約1500名の方が避難されています。
- 2 本件原発事故の被害者に対する損害賠償は、平成23年4月中旬、被告国が決定した「原子力災害被災者に対する緊急支援措置について」を受けて被告東京電力が行った仮払補償金の支払いから始まりました。これは、福島第一原発から半径20キロメートル圏内、及び、福島第二原発から半径10キロメートル圏内に設定された避難区域、並びに、福島第一原発から半径20キロメートルから半径30キロメートル圏内に設定された屋内退避区域の住民に対し、複数世帯は100万円、単身世帯は75万円を支払うというものでした。

私たち原告ら訴訟代理人は、法律家の視点からこの動きを見ておりましたが、世帯単位への支払であることや、仮払ということで後日の精算が予想されることなどから、後に混乱が生ずるのではないかと危惧感を抱きながら推移を見守っておりました。

- 3 その後、当時の政府の意向を受け、原子力損害賠償紛争審査会が平成23年4月28日に第一次指針、同年5月31日に第二次指針、同年6月20日に第二次指針追補を公表し、同年8月5日、いわゆる中間指針が公表されました。

当時は、本件原発事故直後の大混乱の時期であり、避難生活の実態はまだ十分把握されておらず、帰還の可能性も全く見通せない状況でした。要するに、誰にどのような損害が発生しているのかも、損害の発生がいつまで続くのかも良く分からない状況で、それを判定するための基準だけが策定されていたもので、法律家の視点からは、被害の実態が明らかになったときに不公平、不相当、不合理な問題が生ずるのではないかと不安を感じずにはいられませんでした。

しかも、中間指針が公表された時点で既に、避難区域外からの避難者が相当数存在していることが明らかになっていましたが、それらの方々は蚊帳の外に置かれました。これらの区域外避難者への賠償に関する中間指針追補が公表されたのは、平成23年12月6日に至ってからであり、しかも、その内容は、子どもと妊娠中の女性は1人40万円、それ以外は1人8万円という、「原発事故」「放射能汚染」という深刻な事態や区域外避難者の過酷な避難生活とは到底均衡が取れていない内容でした。

- 4 本件原発事故に関する賠償は、これらの指針に加え、中間指針第2次追補、第3次追補、第4次追補に沿って進められてきましたが、結局、その損害賠償の枠組みは、福島県内を色々な名称の区域に分け、その区域毎に賠償基準を変え、区域が違えば、たとえそれが道路一本隔てただけであったとしても全く異なる扱いをするというものでした。このような枠組みは、被害者の間に多く不公平感、不信感を生みました。これらの問題に対し、原子力損害賠償紛争解決センターの和

解仲介手続が一定の調整作用を果たしている面はありますが、本件原発事故の当事者である被告東京電力の基本的な態度は、今日まで、中間指針を金科玉条の如くに扱って指針を越える賠償には応じず、形式的・画一的取扱いに終始するものでした。

- 5 他方、損害賠償を含めた本件原発事故の事後処理は日々進められていますが、結局、本件原発事故の責任の所在は明らかとされないまま今日に至っていると言わざるを得ません。

被告東京電力は、その幹部が公の場で謝罪の言葉を述べることもありますが、更に一步踏み込み、具体的に一体何が悪かったのか、その責任の所在を認めることは決してありませんでした。また、被告国は、原発政策が国策として進められてきた事実を無視するかのような態度で、本件原発事故に関する総括をすることもなく、原発再稼働から新たな原発政策の展開に向かって突き進んでいます。

- 6 本件訴訟は、二度と同じような原発事故が繰り返されないことがないよう、本件原発事故の責任の所在を明確にした上、区域分けの線引に呪縛されることなく、各被害者の損害が完全に賠償されることを求めるものです。

以上